

大阪市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日 条例第 13 号
最終改正 平成 24 年 11 月 20 日 条例第 97 号

大阪市災害対策本部条例を公布する。

大阪市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大阪市災害対策本部（以下本部という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下本部長という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下本部員という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(施行の細目)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（昭和 39 年 6 月 27 日施行、告示第 208 号の 2）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成 24 年 11 月 20 日条例第 97 号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害情報連絡主任設置規程

制 定 昭 和 49. 8. 1 達第18号

最近改正 平成 25. 3. 29 達第30号

災害情報連絡主任設置規程を制定する。

災害情報連絡主任設置規程

(設置)

第1条 災害情報及び災害による被害状況を迅速かつ的確に把握するため、別表に掲げる局、室又は区役所（以下「主任必置局等」という。）に災害情報連絡主任を置く。

(災害情報連絡主任)

第2条 災害情報連絡主任は、消防局にあつては警防部司令課長、区役所にあつては市長の指名する課長、担当課長又はこれらに相当する職にある者、その他の主任必置局等にあつては庶務担当課長をもって充てる。

第3条 大阪府市大都市局長、市政改革室長、政策企画室長、経済戦略局長、総務局長、財政局長、契約管財局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、会計室長、交通局長、水道局長、教育長及び行政委員会事務局長（次項において「主任任意設置局長等」という。）は、必要と認めるときは、当該局又は室（教育長にあつては教育委員会事務局）に1名の災害情報連絡主任を置くことができる。

2 主任任意設置局長等は、前項の規定により災害情報連絡主任を置いたときは、その旨を直ちに危機管理監に通知しなければならない。

(報告等)

第4条 災害情報連絡主任は、本市の地域の全部又は一部において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本市に災害対策本部が設けられるまでの間において、災害に関する情報を収集し、災害による被害状況を調査しなければならない。

2 災害情報連絡主任は、危機管理監の定めるところにより、災害に関する情報及び災害による被害状況を危機管理監に報告しなければならない。

(施行の細則)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日達第 5 号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日達第 7 号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日達第 5 号)

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日達第 4 号)

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日達第 8 号)

この規程は、令達の日から施行する。
附 則(平成 10 年 4 月 1 日達第 4 号)
この規程は、令達の日から施行する。
附 則(平成 13 年 4 月 1 日達第 12 号)
この規程は、令達の日から施行する。
附 則(平成 14 年 3 月 31 日達第 9 号)
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 15 年 3 月 31 日達第 9 号)
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 16 年 3 月 31 日達第 6 号)
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 19 年 3 月 30 日達第 20 号)
この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 20 年 3 月 31 日達第 10 号)
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 23 年 3 月 31 日達第 9 号)
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 24 年 4 月 2 日達第 10 号)
この改正規程は、令達の日から施行する。
附 則(平成 25 年 3 月 29 日達第 30 号)
この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

人事室、市民局、都市計画局、福祉局、健康局、建設局、港湾局、消防局、危機管理
室、区役所

災害時におけるボランティア活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市域において地震・台風等の大災害が発生した場合に、市内外から被災者の救援に駆けつけるボランティアが、円滑に救援活動ができるよう、その活動環境の整備を図る事を目的とする。

(ボランティアの活動内容)

第2条 災害時におけるボランティア(以下、「災害ボランティア」という。)の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救援物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障がい者など要配慮者への救援
- (4) 外国人被災者に対する通訳支援
- (5) 被災家屋の応急修理・清掃支援
- (6) 避難所運営支援
- (7) がれき処理支援
- (8) その他被災者に対する支援活動

(災害ボランティアセンターの設置)

第3条 大阪市(以下、「市」という。)は、ボランティアの需給調整などの活動支援を行うための大阪市災害ボランティアセンター(以下、「市センター」という。)を原則、阿倍野防災拠点に設置する。ただし、市が市センター設置・運営に関する協定を締結した団体(以下、「市協定締結団体」という。)と合意し、当該協定に定めた場合は、市の要請により市協定締結団体が開設・運営することができる。

2 各区役所(以下、「区」という。)は、災害時のボランティアの需給調整などの活動支援を行うための区災害ボランティアセンター(以下、「区センター」という。)を原則、区民センター等(別表1)に設置する。ただし、市が区センター設置・運営に関する協定を締結した団体(以下、「区協定締結団体」という。)と合意し、当該協定に定めた場合は、区の要請により区協定締結団体が開設・運営することができる。

3 市・区センターの設置及び開設・運営に関し必要な事項は、市が締結する協定で定める。

(災害ボランティアセンターの組織)

第4条 市・区センターには、運営責任者としてセンター長を置く。また、センター長を補佐する者として副センター長を必要人数置くことができることとする。

2 センター長及び副センター長は市・区協定締結団体の職員をもって充てることとする

が、副センター長については、市の職員をもって充てることとする。

(災害ボランティアセンターの業務)

第5条 市センターは以下の業務を行う。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 区センターとの連絡調整
- (3) 災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- (4) 災害ボランティア募集等の情報発信
- (5) 災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- (6) 大阪府「災害時におけるボランティア活動支援制度」との連携
- (7) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請
- (8) その他、市センターの運営にあたり必要と認められる事項

2 区センターは以下の業務を行う。

- (1) 区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- (3) 市センターとの連携
- (4) 災害ボランティアの受入れ
- (5) 災害ボランティアへのオリエンテーション
- (6) 災害ボランティア活動の集約・管理
- (7) 災害ボランティアの事故等に対する補償ための保険加入確認手続き
- (8) その他、区センターの運営にあたり必要と認められる事項

(災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの整備)

第6条 市及び区は前条の業務を迅速かつ適正に遂行するため、災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルを整備する。ただし、市・区センターの開設・運営を市・区協定締結団体が行う場合は、市・区協定締結団体において作成する。

(活動手続)

第7条 市内で災害ボランティア活動に参加しようとするボランティアは所定の様式に氏名、住所等を記入し、市・区センターに申し込みを行うこととする。

(ボランティアへの情報提供)

第8条 市・区センターは前条の手続きを完了したボランティアに以下の情報を提供する。

- (1) ボランティアを必要としている地域、個人、及び連絡先
- (2) 活動場所
- (3) 活動内容

(4)その他の情報

(災害ボランティアセンターの費用負担)

第9条 市・区センターの設置・運営費用については、原則として、市が負担する。ただし、協定締結団体は他に目的に見合った収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、市と協定締結団体が協議のうえ定める。

(保険の加入)

第10条 市・区センターは、ボランティアの活動中の事故に備え、ボランティア活動開始前に、活動参加者にボランティア保険への加入を確認し、未加入者に加入させるものとする。

(ボランティア活動に係る報酬等)

第11条 ボランティアの活動に対する報酬及び費用弁償等は支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害時におけるボランティア活動の支援に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 大阪市各区災害ボランティアセンター設置場所

区	施設名称	関係所属
北	北区民センター	北区役所
都島	都島区民センター	都島区役所
福島	福島区民センター	福島区役所
此花	此花区民ホール	此花区役所
中央	産業創造館	経済戦略局
西	西区民センター	西区役所
港	港区民センター	港区役所
大正	市立大正会館	大正区役所
天王寺	クレオ大阪中央	天王寺区役所
浪速	浪速スポーツセンター	経済戦略局
西淀川	西淀川区民ホール	西淀川区役所
淀川	淀川区民センター	淀川区役所
東淀川	東淀川スポーツセンター	経済戦略局
東成	東成区民センター	東成区役所
生野	生野区民センター	生野区役所
旭	旭区民センター	旭区役所
城東	城東区民センター	城東区役所
鶴見	鶴見区民センター	鶴見区役所
阿倍野	阿倍野区民センター	阿倍野区役所
住之江	住之江区在宅サービスセンター	福祉局
住吉	住吉区民センター	住吉区役所
東住吉	東住吉区在宅サービスセンター	福祉局
平野	平野区民ホール	平野区役所
西成	西成区民センター	西成区役所

大阪市退職者による災害時ボランティア制度設置要綱

第1. 目 的

大規模災害発生時、本市の災害対応実施にあたっては多数の要員を必要とすることから、本市の組織機構に明るく、職務の進め方も心得ている本市退職者に、避難所の運営やライフラインの復旧など本市災害対策業務にボランティアとして協力してもらうことにより、より迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施できる体制を整備するため、本市退職者による災害時ボランティア制度を設ける。

第2. 対 象 者

本市の正規職員で、退職者のうち、希望する者。ただし、登録日現在概ね70歳未満であることとする。

第3. 活動実施基準

市域内で震度6弱以上の地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合

ただし、区災害対策本部の設置については、市域内で震度5強以上の地震が発生した場合

第4. 活動内容

ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の設置・運営補助、災害時避難所の運営補助など別紙1記載の活動を行う。

第5. 処 遇

無報酬とする。

また、位置づけを明示するため危機管理室から各所属を通じてボランティア証を交付する。

第6. 申し込み手続き

災害時ボランティア登録を希望する者は、「大阪市退職者による災害時ボランティア登録申込書（別紙2）」（以下「申込書」という）により申し込むものとする。

第7. 登録（更新）手続き

新規登録については、危機管理室で受け付け、希望所属へ申込書及びボランティア証を送付する。送付された所属は登録者への意思確認を行った上でボランティア証を交付するとともに登録を行う。

登録の有効期間は登録日より5年とし、期間満了前には各所属が登録者から申込書の提出により登録更新の意思確認を行う。

各所属が登録の更新を行ったときは危機管理室に申込書の写しを提出のうえ報告するものとする。

第8. 登録抹消手続き

本人の死亡が判明し、各所属が登録抹消手続きを行ったときは、速やかに危機管理室に報告するものとする。

本人から辞退の申出により、各所属が登録抹消手続きを行ったときは、申込書の写し及び回収したボランティア証を添えて危機管理室に報告するものとする。

第9. ボランティア保険への加入

災害ボランティア活動時には、危機管理室が一括してボランティア保険への加入手続きを行うものとする。

第10. 防災訓練への参加

登録者は各所属からの要請により、各所属で行う防災訓練に参加するものとする。
各所属は必要に応じて、各所属で行う防災訓練への参加を要請するものとする。

第11. その他

上記以外の事項については、ボランティア登録者、各所属、危機管理室で協議し、それぞれ誠実に対応するものとする。

(施行期日)

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

この改正要綱は平成26年11月25日から施行する。

この改正要綱は令和2年2月28日から施行する。

大阪市退職者による災害時ボランティア活動一覧

局 等	所属における災害対策業務の補助 災害救助物資の整理・保管・集配 市域内建物の被害状況調査（危険度判定を含む） 市営住宅等施設の被害状況調査 仮設住宅への入居手続き事務補助 道路・橋梁・河川施設の被害状況調査 下水道施設の被害状況調査 公園施設の被害状況調査 （大）津波警報発表時の港湾局管理防潮堤扉閉鎖作業（此花・港・大正・住之江） 交通局所管施設の被害状況調査 水道施設等の被害状況調査 応急給水拠点の開設補助 学校施設等の被害状況調査
区役所	区災害対策本部の設置 区災害対策本部の運営補助 避難所の運営補助・連絡 区域内の被害状況調査 救護所の設置運営補助 災害救助物資の整理・保管・配布 区ボランティア活動センターの運営補助 住民の避難誘導 高齢者・障がい者の安否確認

大阪市退職者による災害時ボランティア登録の申込書

(記入日)平成 年 月 日

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
	電話番号	()	FAX 番号 ()
	メールアドレス	@	
連 絡 先 (同上の場合 は記入不要)	〒		
	電話番号	()	FAX 番号 ()
	メールアドレス	@	
在職中の 主な経歴	(在職中の主な所属・部課、事業所名等をご記入ください)		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	(退職年月) 年 月 (退職時の所属)		
参集(協力)希望所属 希望する所属名にチェックを入れてください(いくつでも結構です) 優先順位を左()に①、②、③…と数字を記入してください			
() <input type="checkbox"/> いずれでもよい			
() <input type="checkbox"/> 市民局	() <input type="checkbox"/> 北区役所	() <input type="checkbox"/> 天王寺区役所	() <input type="checkbox"/> 城東区役所
() <input type="checkbox"/> 福祉局	() <input type="checkbox"/> 都島区役所	() <input type="checkbox"/> 浪速区役所	() <input type="checkbox"/> 鶴見区役所
() <input type="checkbox"/> 健康局	() <input type="checkbox"/> 福島区役所	() <input type="checkbox"/> 西淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 阿倍野区役所
() <input type="checkbox"/> こども青少年局	() <input type="checkbox"/> 此花区役所	() <input type="checkbox"/> 淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 住之江区役所
() <input type="checkbox"/> 建設局	() <input type="checkbox"/> 中央区役所	() <input type="checkbox"/> 東淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 住吉区役所
() <input type="checkbox"/> 都市整備局	() <input type="checkbox"/> 西区役所	() <input type="checkbox"/> 東成区役所	() <input type="checkbox"/> 東住吉区役所
() <input type="checkbox"/> 港湾局	() <input type="checkbox"/> 港区役所	() <input type="checkbox"/> 生野区役所	() <input type="checkbox"/> 平野区役所
() <input type="checkbox"/> 交通局	() <input type="checkbox"/> 大正区役所	() <input type="checkbox"/> 旭区役所	() <input type="checkbox"/> 西成区役所
() <input type="checkbox"/> 水道局			
() <input type="checkbox"/> 教育委員会事務局			

本申込書提出後に本市の再任用職員となった場合、ボランティア登録は行いますが、再任用期間中は本市所属先での任務を優先していただきます。

活動内容(従事希望業務) ・従事可能な活動にチェックを入れてください(いくつでも結構です)	
局 に お け る 活 動	<input type="checkbox"/> どんな活動でもよい <input type="checkbox"/> 所属(局)における災害対策業務の補助 (データ整理・連絡調整・問合せ対応) <input type="checkbox"/> 災害救助物資の整理・保管・集配 <input type="checkbox"/> 市域内建物の被害状況調査 (危険度判定を含む) <input type="checkbox"/> 市営住宅等施設の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 仮設住宅への入居事務補助 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁・河川施設の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 下水道施設の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 公園施設の被害状況調査 <input type="checkbox"/> (大) 津波警報発表時の港湾局管理防潮 堤扉閉鎖作業(此花・港・大正・住之江) <input type="checkbox"/> 交通局所管施設の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 水道施設等の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 応急給水拠点の開設補助 <input type="checkbox"/> 学校等施設の被害状況調査
区 役 所 に お け る 活 動	<input type="checkbox"/> どんな活動でもよい <input type="checkbox"/> 区災害対策本部の設置 (災害発生初期か らの、本部設営、情報収集など) <input type="checkbox"/> 区災害対策本部の運営補助 (データ整理・連絡調整・問合せ対応) <input type="checkbox"/> 避難所の運営補助・連絡調整 <input type="checkbox"/> 区内の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 救護所の設置運営補助 <input type="checkbox"/> 災害救助物資の整理・保管・集配 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアにかかる連絡調整・補 助 <input type="checkbox"/> 住民の避難誘導 <input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者の安否確認
その他 ・これまでの経験、知識・技能を活かして活動できることなどを具体的にご記入ください	

(注)個人情報の取扱いには十分注意し、目的外には使用しません。